

第121号 平成26年10月発行

— 目 次 —

〈特集〉

- ・ 建設業法・入契法・品確法等の改正について 1

〈機構主催の講習会開催状況〉 30

〈会員紹介〉

- ・ 一般社団法人 日本空調衛生工事業協会 33
- ・ 三菱化学エンジニアリング株式会社 35

〈建設業の裁判事例紹介〉

- ・ No35 騒音被害があったとして、解体工事建設業者に対する不法行為に基づく
損害賠償請求が認められた事例 36
- ・ No36 リホーム業者の工事代金の請求が、木造家屋リホーム工事について
瑕疵が認定されたことにより否定された事例 41

〈独占禁止法関係〉

- ・ 公正取引委員会の平成27年度概算要求について 47

〈建設業行政等〉

- ・ 建設工事紛争取扱状況について（平成25年度） 50
- ・ 「建設業取引適正化推進月間」について 63
- ・ 「建設業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「建設業法等の
一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」について
（閣議決定） 66
- ・ 「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」
及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の一部
変更について（閣議決定） 67
- ・ 公共工事の施工体制に関する全国一斉点検の実施について 68

〈機構情報〉

- ・ ホームページをリニューアルしました 70
- ・ 当機構が「建設業取引適正化推進月間」協賛団体となりました 71
- ・ 講習会のご案内 72
- ・ 販売図書のご案内 74

特 集

建設業法・入契法・品確法等の改正について

国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

※本文中の【図1～7】及び【参考資料1～5】はP8～29に掲載しております。

建設業は、東日本大震災に係る復興事業や防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大しています。一方、建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注などにより、建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じています。こうした問題を看過すれば、中長期的には、建設工事の担い手が不足することが懸念されています。また、維持管理・更新に関する工事の増加に伴い、これらの工事の適正な施工の確保を徹底する必要性も高まっています。

これらの課題に対応し、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の中長期的な育成・確保を目的として、「建設業法等の一部を改正する法律」及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が第186回国会において全会一致で可決・成立し、いずれも平成26年6月4日に公布されました。【参考資料1】→P15 本稿では、これらの改正法について、改正内容やその効果を説明します。但し、本稿は平成26年9月現在での情報に基づいていることにはご留意願います。

1. 建設業法等の一部を改正する法律について

本法律により、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（「入契法」）、浄化槽法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（「建設リサイクル法」）の4法が改正され、内容に応じて段階的に施行されることとなりました。【図1】→P8 本章においては施行日ごとに改正内容を記述していきます。

- (1) 公布日より施行されている事項（建設工事の担い手の育成及び確保とその支援に関する責務の追加）

建設工事の担い手を将来にわたって確保するためには、個々の建設業者の

積極的な取組が必要不可欠です。加えて、個々の建設業者のみならず、建設業者団体が、自主的に、また、組織力を活かして効率的に取組を進めることも必要不可欠です。このため、建設業者や建設業者団体の責務として、建設工事の担い手の育成及び確保等に努めなければならない旨規定されました。本規定に基づいて、建設業者や建設業者団体においては次のような取組を行うことが期待されます。

- ・技能労働者、技術者等（以下「技能労働者等」といいます。）に対する講習・研修の実施等の人材育成
- ・技能労働者等への適切な賃金支払いや社会保険加入の徹底等の就労環境の整備
- ・下請契約における請負代金の適切な設定及び適切な代金の支払い等元請下請取引の一層の適正化
- ・広報等による若年者や女性の入職促進

また、国土交通大臣は、建設業者団体が行う建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組の状況について把握するよう努めるとともに、当該取組が促進されるように必要な措置を講ずることとされました。

これらを受け、国土交通省においては、建設業者団体の担い手の育成及び確保等に関する取組の把握及びその促進のため、各建設業者団体が国土交通大臣にその取組を届け出ることができるようにすること等の措置を検討しています。

(2) 平成26年9月20日から施行する事項（ダンピング対策の強化）

ダンピング受注は、建設業の健全な発達を阻害するとともに、特に、工事の手抜き、下請企業へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすいことから、その排除は重要な課題です。このため、入契法に位置づけられている公共工事の入札契約適正化の基本となるべき事項として、「その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結が防止されること」（ダンピングの防止）を追加することとされました。

本改正については、他の改正事項に先行して本年9月20日に施行され、それに基づき、入契法に基づく適正化指針についても改正を行いました。

【参考資料2】→P16

(3) 平成27年4月1日から施行する事項

ア. 入札金額の内訳の提出（入契法）

また、これまで、公共工事の入札の際、入札金額の内訳を提出することは法律上義務とはされていませんでしたが、入札の際に、建設業者が入札金額の内訳を提出することを法律上求めることとしました。これにより、見積能力の無い不良・不適格業者の参入排除や、積算もせずにダンピング受注を行おうとする業者の排除、談合等の不正行為の防止といった効果が見込まれます。【図2】→P9

イ. 公共工事における施工体制台帳の作成及び提出範囲の拡大（入契法）

現在、公共工事における施工体制台帳は、下請契約の請負代金額が合計3,000万円以上（建築一式工事の場合は4,500万円以上）の場合のみ作成及び発注者への提出が求められているところ、公共工事については下請金額による下限を撤廃し、公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結するときは、その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出するものとされました。これにより、近年増加している維持修繕等の小規模工事も含めて施工体制の把握を徹底することで、手抜き工事や一括下請負等（不当な中間搾取）の防止といった効果が見込まれます。

【図3】→P10

ウ. 暴力団排除の徹底（建設業法、浄化槽法、建設リサイクル法及び入契法）

これまでも、建設業の許可やその更新の段階においては、役員に暴力団員がいる場合等には許可をしないなどの対応をとっています。しかし、現行法においては、

- ・許可の欠格要件や取消事由に位置づけられていないことから、許可後に暴力団員が役員に入った場合などには取消ができないこと
- ・元暴力団員が排除の対象となっていないことから、偽装離脱した暴力団員を排除できないこと
- ・欠格要件等の対象となる役員が取締役等に限定されていることから、相談役や顧問に暴力団員がいても不許可や取消ができないこと

といった課題が存在しました。このため、以下の通り関係法律が改正されました。【図4】→P11

①建設業許可、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録の欠格要件及び取消事由に以下を追加しました。

- ・暴力団員（役員等がこれに該当する場合を含む。）
- ・暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（役員等がこれに該当する場合を含む。）
- ・暴力団員等がその事業活動を支配する者

②建設業許可、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録の欠格要件や許可申請書の記載事項等の対象となる「役員」の範囲を拡大し、取締役や執行役に加え、相談役や顧問など法人に対し取締役と同等以上の支配力を有する者も含めました。

③公共工事の受注者が暴力団員等と判明した場合、発注者から、当該受注者が建設業の許可を受けた行政庁への通報を義務付けました。

詳細については、今後警察等の関係機関との調整の上、省令又は通知にて明確化される予定です。また、これに伴い、許可申請書等の様式が変更される予定です。(今年秋頃公表予定)

エ. 許可申請書の閲覧制度の見直し (建設業法)

各地方整備局、都道府県に設置されている閲覧所で閲覧できる許可申請書等のうち、個人情報(個人の住所、生年月日、学歴等)が含まれる書類を閲覧対象から除外することとされました。これに伴い、許可申請書等の様式が変更される予定です。(今年秋頃公表予定)

オ. 注文者から求められた場合の見積書の交付の義務化 (建設業法)

住宅リフォーム工事など消費者が注文者となる工事は、今後その需要が増加することが見込まれることから、見積書が手元にないことなどによるトラブル防止に資するよう、注文者から求めがあった場合に建設業者に義務付けられている見積書の「提示」を「交付」に改正することとされました。

建設業者は、注文者からの求めがない場合であっても、注文者へ見積書を交付することが望まれます。また、住宅リフォーム工事や戸建て住宅の注文者も、請負人に対し、見積書の交付を積極的に請求することが望まれます。

※ なお、(3)の改正事項とあわせ、「建設業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」により、建設業法施行令の一部が以下の通り改正されます。(いずれも平成27年4月1日施行予定)

①許可申請書等の閲覧制度の見直し

許可申請書等の閲覧のうち、国土交通大臣の許可を受けた建設業者の許可申請書等についての都道府県知事による閲覧を廃止します。

②技術検定の不正受検者に対する措置の強化

技術検定の不正受検者に対し、一定期間内における受検を禁止する措置を講じます。

③立入検査をする職員の資格の緩和

建設業を営む者に対する立入検査をする職員の資格のうち、「一年以上建

設に関する行政の経験を有する者でなければならない」ことを撤廃します。
※ さらに、(3)の改正事項の施行等のため、「建設業法施行規則等の一部を改正する省令案」の制定を検討しています(今年秋頃公布予定)。

【参考資料3】→P20

(4) 公布の日から2年以内で政令で定める日から施行する事項(解体工事業の新設)

我が国では、高度経済成長期以降に建設された数多くの建築物等が、今後、次々と更新時期を迎えることとなり、解体工事の工事量の増大が見込まれます。一方で、解体工事については、市民を巻き込むような重大な事故の発生や、廃棄物の分別、適正処理など環境面での課題等への対応が求められています。このため、現行の建設業法においては「とび・土工・コンクリート工事(とび・土工工事業)」に含まれる「工作物の解体」を独立させ、許可に係る業種区分に「解体工事(解体工事業)」を新設することとされました。

【図5】→P12

施行日以後に解体工事業を営む者は、解体工事業の許可が必要となりますが、経過措置が設けられ、施行の際すでにとび・土工工事業の許可をもって解体工事業を営んでいる建設業者については、施行日から3年間は、解体工事業の許可を受けなくても引き続き解体工事業を営むことができることとされています。したがって、とび・土工工事業の許可を有していれば、公布の日から合計5年間程度は、引き続き、解体工事業の許可を受けなくても解体工事業を営むことが可能です。また、この間、当該建設業者は、とび・土工・コンクリート工事に係る技術者の配置でも解体工事の施工が可能とされています。【図6】→P13

当該経過措置期間の経過後に、解体工事業を営む場合においては、解体工事業の許可が必要となり、解体工事を施工するに当たっては、建設業法第26条に基づき解体工事に係る技術者の配置が必要となります。詳細については国土交通省にて検討中です。

2. 公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

本改正法は、

- ・近年の建設投資の急激な減少や受注競争の激化により、ダンピング受注や行き過ぎた価格競争が生じていること
- ・その結果、地域の建設企業の疲弊、下請企業へのしわ寄せ、現場の技能労働者等の賃金の低下を始めとする就労環境の悪化に伴う若年入職者の減少、さらには建設生産を支える技術・技能が承継されないという深

刻な問題が発生していること

- ・そのような状況の下、今後、公共工事の品質確保の担い手や将来にわたる公共工事の品質の確保に大きな懸念が生じており、既に地域においては、災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じていることが指摘されていること
- ・また、発注者側においても、発注関係事務に携わる職員が年々減少し、一部発注者においては、発注関係事務を適切に実施できていないのかとの懸念も生じていること
- ・さらに、現在の入札契約方式が、時代のニーズや政策目的に対応しきれていないこと、民間の技術やノウハウを必ずしも最大限活用できていないこと、受注競争の激化による地域の建設産業の疲弊や担い手不足等の構造的な問題に十分な対応ができていないことなどの課題が指摘されていること

といった課題に対応し、インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を目的として、公共工事の品質確保の促進に関する法律（「品確法」）を改正するものであり、議員立法として提出され、平成 26 年 6 月 4 日に公布、即日施行されています。【図 7】→P 14

改正のポイントは次の 3 点です。

（1）目的と基本理念の追加

品確法の目的規定において、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保の促進について明記するとともに、現在だけではなく将来にわたる公共工事の品質確保の促進を図ることが明記されました。また、基本理念として、

- ・施工技術の維持向上並びにそれを有する者の中長期的な育成及び確保
- ・完成後の適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理の実施
- ・災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮
- ・ダンピング受注の防止
- ・下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境の改善への配慮
- ・技術者能力の資格による評価等による点検・診断を含む調査設計の品質確保

などについて明記されました。

（2）発注者責務の明確化

発注者の責務として、基本理念にのっとり、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、以下のように発注関係事務を適切

に実施しなければならないこととされました。

- ・公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した予定価格の適正な設定
- ・不調不落による再度入札等の場合の見積り徴収等による適正な予定価格の設定と速やかな契約の締結
- ・低入札価格調査基準や最低制限価格の設定等のダンピング受注の防止措置を講ずること
- ・計画的な発注や適切な工期設定、適切な設計変更

これにより、最新単価や実態を反映した予定価格の設定や、歩切りの根絶、ダンピング受注の防止といった効果が期待されます。

(3) 多様な入札契約制度の導入・活用

発注者は、以下の方式をはじめとした、多様な入札契約方式の中から、適切な方式を選択することができることとされました。

- ・技術提案交渉方式（民間のノウハウを活用し、実際に必要とされる価格での契約が可能）
- ・段階的選抜方式（受発注者の事務負担を軽減）
- ・複数年契約、一括発注、共同受注などによる地域社会資本の維持管理に資する方式（地元で明るい中小業者等による安定受注が可能）

また、発注者は、若手技術者・技能労働者の育成・確保の状況、建設機械の保有状況、災害時の体制確保の状況等の競争参加者の中長期的な技術的能力の確保に関する事項を適切に審査・評価するよう努めることとされ、これに基づき、経営事項審査の改正を行う予定です（今年秋頃公表予定）。

【参考資料4】→P 2 2

なお、本改正法を踏まえ、品確法に基づく基本方針についても改正を行いました。【参考資料5】→P 2 5 また、本改正法の運用上の留意事項等については、改正法に基づき、国、地方公共団体を含む発注者共通のルールとなる、発注関係事務の適切な実施のための運用指針等において定めることを予定しています。運用指針は、国が、地方公共団体や事業者等の意見を幅広く聴いた上で、平成26年中を目途に策定することを予定しています。

以上

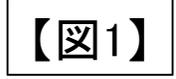
建設業法等の一部を改正する法律（平成26年6月4日公布）

建設業法・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）
・浄化槽法・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

背景

- 近年の建設投資の大幅な減少による受注競争の激化により、ダンピング受注や下請企業へのしわ寄せが発生。
- 維持更新時代の到来に伴い解体工事等の施工実態に変化が発生。

→離職者の増加、若年入職者の減少等による将来の工事の担い手不足等が懸念
→維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保が急務



建設工事の適正な施工とその担い手の確保が喫緊の課題

概要

ダンピング対策の強化と建設工事の担い手の確保

- ①ダンピング防止を公共工事の入札契約適正化の柱として追加【入契法】
- ②公共工事の入札の際の入札金額の内訳の提出を義務付け、発注者はそれを適切に確認【入契法】
- ③建設業者及びその団体による担い手確保・育成並びに国土交通大臣による支援の責務を明記【建設業法】

- 見積能力のない業者が最低制限価格で入札するような事態を排除
- 談合の防止
- 手抜き工事や下請へのしわ寄せを防止
- 業界による自主的な取組を促進することにより、建設工事の担い手の確保・育成を推進

維持更新時代に対応した適正な施工体制の確保

- ④建設業の許可に係る業種区分を約40年ぶりに見直し、解体工事業を新設【建設業法】
- ⑤公共工事における施工体制台帳の作成・提出義務を小規模工事にも拡大（下請金額による下限を撤廃）【入契法】
- ⑥建設業許可に係る暴力団排除条項を整備^(※)するとともに、受注者が暴力団員等と判明した場合に公共発注者から許可行政庁への通報を義務付け【建設業法】【入契法】

- 解体工事について、事故を防ぎ、工事の質を確保するため、必要な実務経験や資格のある技術者を配置
- 維持修繕等の小規模工事も含め、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止
- 建設業・公共工事からの暴力団排除を徹底

※許可が不要な浄化槽工事業・解体工事業の登録についても暴力団排除条項を整備【浄化槽法】【建設リサイクル法】

⑦その他、許可申請書の閲覧制度について個人情報を含む書類を除外する等、必要な改正を措置

(※)公共工事の品質確保の促進に関する法律

品確法(※)改正等の入札契約制度の改革と一体となって、
現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工とその担い手の確保を実現

経緯

- 4/4 参議院本会議可決（全会一致）
- 5/29 衆議院本会議可決（全会一致）
- 6/4 公布

施行日

- 公布の日（H26.6.4）に施行（③）
- 公布の日から1年以内に施行（①②⑤⑥⑦）
- 公布の日から2年以内に施行（④）

これまで、公共工事の入札の際、入札金額の内訳を提出することは法律上義務とはされていなかった。
(=総額での入札が原則。)

入札金額の内訳提出の効果

- 見積能力の無い**不良・不適格業者**の参入排除
- 積算もせず**ダンピング受注**を行おうとする業者の排除
- **談合**等の不正行為の排除

入札金額の内訳提出の現状

- 平成24年9月現在、**約4分の3**の発注者は何らかの内訳の提出を求めている。
- ※ 国：14/19、特殊法人等：123/126、都道府県：47/47、指定都市：20/20、市区町村：1249/1721
- ※ 大規模な工事等、一部の工事にものみ求めている場合も多い。

出典：「入札契約適正化法等に基づく実施状況調査」国土交通省・総務省・財務省



改正法における措置（公布から1年以内に施行）

○見積能力のない業者が積算もせず最低制限価格で入札するなどの事態を排除するため、入札の際に、建設業者が入札金額の内訳を提出することを、法律上求める。

○入札金額の内訳書のイメージ

(地方公共団体発注の少額工事における簡易な様式の例)

工 事 費 内 訳 書	
工事名	道路改築工事
工事場所	〇〇市〇〇町
工種等	見積金額 (円)
土工	
法面工	
擁壁工	
雑工	
直接工事費	
共通仮設費	
現場管理費	
一般管理費	
工事価格	

これまで、施工体制を把握するための施工体制台帳は、小規模工事については作成が義務付けられていなかった。

公共工事における施工体制台帳制度について（改正前）

- ①作成した施工体制台帳の写しの**発注者への提出**を義務付け
（民間工事は、請求があれば発注者へ閲覧。）
- ②施工体制台帳の作成義務は、**下請金額が一定以上の工事のみ**
【現行】特定建設業者が元請となる下請契約額が合計3,000万円以上の工事（建築一式工事の場合は4,500万円以上）

小規模な維持・修繕工事の増加

○公共工事に占める維持・修繕工事の割合（金額ベース）

H14年度：**18%**→H23年度：**28%**

出典：「建設工事施工統計調査」国土交通省

○公共工事一件当たりの請負代金額（H20～H24平均）

新設等：7,110万円　維持・補修：**2,850万円**

出典：「建設工事受注動態統計調査」国土交通省

○施工体制台帳の主な記載事項

■元請企業に関する以下の事項

- ・許可を受けて営む建設業の種類
- ・社会保険の加入状況
- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・監理技術者の氏名及び資格等

■下請企業に関する以下の事項

- ・商号又は名称及び住所
- ・許可を受けた建設業の種類
- ・社会保険の加入状況
- ・建設工事の名称、内容、工期
- ・主任技術者の氏名及び資格等

<添付書類>

- ・公共工事の場合、契約金額を含む下請契約の契約書の写し等

改正法における措置（公布から1年以内に施行）

○近年増加している維持修繕等の小規模工事も含めて施工体制の把握を徹底することで、手抜き工事や一括下請負等（不当な中間搾取）を防止するため、公共工事の受注者が下請契約を締結するときは、**その金額にかかわらず、施工体制台帳を作成し、発注者に提出することを求める。**

（＝上記①については変更なし。②について下請金額による下限を撤廃。）

これまでも、許可や許可の更新の段階においては、役員に暴力団員がいる場合等には許可をしないなどの対応をとっているところ。

現行法における課題

- 許可の欠格要件や取消事由に明確には位置づけられていない。
→ 許可後に暴力団員が役員に入った場合などには、取消ができない。
- 元暴力団員が排除の対象となっていない。
→ 偽装離脱した暴力団員を排除できない。
- 欠格要件等の対象となる「役員」が取締役等に限定されている。
→ 相談役や顧問に暴力団員がいても不許可や取消ができない。

【参考】「世界一安全な日本」創造戦略
(平成25年12月10日閣議決定)

Ⅲ 4 (1) 暴力団対策等の推進・強化

- ④ 各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底
暴力団が介入し、資金獲得を図っている業の許認可要件に暴力団排除条項を導入するほか、東日本大震災からの復旧・復興事業、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会開催に向けた施設整備事業等を含めた、国及び地方公共団体のあらゆる公共事業等の入札・契約から、暴力団の排除を徹底する。

改正法における措置（公布から1年以内に施行）

- 建設業許可、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録の欠格要件及び取消事由に、以下を追加。
 - ① 暴力団員（役員等がこれに該当する場合を含む。）
 - ② 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（役員等がこれに該当する場合を含む。）
 - ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 建設業許可、浄化槽工事業登録及び解体工事業登録の欠格要件や許可申請書の記載事項等の対象となる「役員」の範囲を拡大し、取締役や執行役に加え、相談役や顧問など法人に対し取締役等と同等以上の支配力を有する者も含める。
- 公共工事の受注者が暴力団員等と判明した場合、発注者から、当該受注者が建設業の許可を受けた行政庁への通報を義務付ける。

施工能力を有する建設業者への発注
疎漏工事・公衆災害の防止
専門工事業の地位の安定、技術の向上



【許可の要件】

- ・技術力
- ・経営能力
- ・誠実性
- ・財産的基礎

建設業法

業種ごとに建設業許可

28業種 (S46制定)

- 総合2業種
 - ・土木
 - ・建築
- 専門26業種
 - ・大工
 - ・左官
 - ・とび・土工
 - ・
 - ・



技術者

業種に応じた技術者を営業所や現場に確保・配置

- 実務経験
- 資格 (技術検定等)

解体の実務経験、資格を有する技術者の配置が必要

現在の業種区分

土木工事業	タイル・れんが・ブロック工事業	内装仕上工事業
建築工事業	鋼構造物工事業	機械器具設置工事業
大工工事業	鉄筋工事業	熱絶縁工事業
左官工事業	ほ装工事業	電気通信工事業
とび・土工工事業	しゅんせつ工事業	造園工事業
石工事業	板金工事業	さく井工事業
屋根工事業	ガラス工事業	建具工事業
電気工事業	塗装工事業	水道施設工事業
管工事業	防水工事業	消防施設工事業
		清掃施設工事業

今回解体工事業を新設する背景

- ・重大な公衆災害発生
- ・環境等の視点
- ・建築物等の老朽化 など

○施行日（以後、原則、解体工事業を営むに際し解体工事業の許可が必要）
公布日から**2年**以内で政令で定める日（平成28年度メドに開始）

○経過措置

- ①施行日時点でとび・土工工事業の許可を受けて解体工事業を営んでいる建設業者は、引き続き**3年間**（**公布日から計5年間**程度）は解体工事業の許可を受けずに解体工事を施工することが可能。
（当該建設業者は、この経過措置期間中（公布日から5年間程度）とび・土工・コンクリート工事に係る技術者の配置でも解体工事の施工が可能。）
- ②施行日前のとび・土工工事業に係る経営業務管理責任者としての経験は、解体工事業に係る経営業務管理責任者の経験とみなす。

※技術者資格（実務経験の取扱いを含む。）については、今後検討。

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

➢H26.4.4
参議院本会議可決(全会一致)
➢H26.5.29
衆議院本会議可決(全会一致)
➢H26.6.4
公布・施行

【図7】

<背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争
- 現場の担い手不足、若年入職者減少
- 発注者のマンパワー不足
- 地域の維持管理体制への懸念
- 受発注者の負担増大

<目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保

☆ 改正のポイントI:目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
 - ・ 現在及び将来の公共工事の品質確保
 - ・ 公共工事の品質確保の 担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 基本理念として、以下を追加
 - ・ 施工技術の維持向上とそれを有する者の 中長期的な育成・確保
 - ・ 適切な点検・診断・維持・修繕等の 維持管理の実施
 - ・ 災害対応を含む 地域維持の担い手確保へ配慮
 - ・ ダンピング受注の防止
 - ・ 下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の 賃金、安全衛生等の労働環境改善
 - ・ 技術者能力の資格による評価等による 調査設計(点検・診断を含む)の品質確保 等

☆ 改正のポイントII:発注者責務の明確化

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- 担い手の中長期的な育成・確保のための適正な利潤が確保できるよう、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した 予定価格の適正な設定
 - 不調、不落の場合等における 見積り徴収
 - 低入札価格調査基準や 最低制限価格の設定
 - 計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更 ○ 発注者間の連携の推進 等
- 効果
- ・ 最新単価や実態を反映した予定価格
 - ・ 歩切りの根絶
 - ・ ダンピング受注の防止 等

☆ 改正のポイントIII:多様な入札契約制度の導入・活用

- 技術提案交渉方式 → 民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- 段階的選抜方式 (新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) → 受発注者の事務負担軽減
- 地域社会資本の維持管理に資する方式 (複数年契約、一括発注、共同受注) → 地元にも明るい中小業者等による安定受注
- 若手技術者・技能者の育成・確保や機械保有、災害時の体制等を審査・評価

法改正の理念を現場で実現するために、

- 国と地方公共団体が相互に 緊密な連携を図りながら協力
- 国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の 運用指針を策定

インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現するため、公共工事の基本となる「品確法」を中心に、密接に関連する「入契法」、「建設業法」も一体として改正。

品確法（公共工事の品質確保の促進に関する法律）の改正

<目的> 公共工事の品質確保の促進

→そのための基本理念や発注者・受注者の責務を明確化し、品質確保の促進策を規定

■ 基本理念の追加：将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の確保、ダンピング防止 等

基本理念を実現するため

■ 発注者の責務（基本理念に配慮して発注関係事務を実施）を明確化

（例）予定価格の適正な設定、低入札価格調査基準等の適切な設定、計画的な発注、円滑な設計変更

■ 事業の特性等に応じて選択できる多様な入札契約方式の導入・活用を位置づけ、それにより行き過ぎた価格競争を是正

品確法の基本理念を実現するため必要となる基本的・具体的措置を規定
<建設業法等の一部を改正する法律>

入契法（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律）の改正

<目的> 公共工事の入札契約の適正化

→公共工事の発注者・受注者が、入札契約適正化のために講ずべき基本的・具体的措置を規定

■ ダンピング対策の強化

- ・ダンピング防止を入札契約の適正化の柱として追加
- ・入札の際の入札金額の内訳の提出、発注者による確認

■ 契約の適正な履行（＝公共工事の適正な施工）を確保

- ・施工体制台帳の作成・提出義務を拡大

建設業法の改正

<目的> 建設工事の適正な施工確保と建設業の健全な発達

→建設業の許可や欠格要件、建設業者としての責務等を規定

■ 建設工事の担い手の育成・確保

- ・建設業者、建設業者団体、国土交通大臣による担い手の育成・確保の責務

■ 適正な施工体制確保の徹底

- ・業種区分を見直し、解体工事業を新設
- ・建設業の許可等について暴力団排除条項を整備

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）

改正の概要（平成26年9月）

【参考資料2】

適正化指針とは：入契法（※1）に基づき、国土交通大臣・総務大臣・財務大臣が案を作成し、閣議決定。

- 発注者（国、地方公共団体、特殊法人等）は、適正化指針に従って措置を講ずる努力義務
- 上記3大臣は、各発注者に措置の状況の報告を求め、その概要を公表（※1）公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- 国土交通大臣及び財務大臣は各省各庁の長に対し、国土交通大臣及び総務大臣は地方公共団体に対し、特に必要と認められる措置を講ずべきことを要請

- ✓ ダンピング防止を入札契約適正化の柱として追加する入契法の改正法が成立
- ✓ 予定価格の適正な設定、ダンピング防止、適切な設計変更等を発注者責務として規定する品確法（※2）の改正法が成立

（※2）公共工事の品質確保の促進に関する法律

改正のポイント

I. ダンピング対策の強化

低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用の徹底を求める

II. 歩切りの根絶

歩切りについて、品確法に違反する旨を明記

III. 適切な契約変更の実施

追加・変更工事が必要な場合における書面による変更契約の締結や、必要な費用・工期の変更について、これを行わない場合、建設業法に違反するおそれがある旨を明記し、改めてその適切な実施を求める

IV. 社会保険等未加入業者の排除

元請業者については競争参加資格審査等により、下請業者については建設業許可行政庁への通報等により、社会保険等未加入業者の排除を求める

V. 談合防止策の強化

予定価格作成を入札書提出後とする等、職員に対する不当な働きかけ等が発生しにくい入札契約手続の導入を追記

適正化指針改正後の運用強化（案）

○低入札価格調査制度等を未導入の地方公共団体に対し、その**導入等を要請**

○歩切りについては調査を実施し、疑わしい地方公共団体等に個別に説明聴取。必要に応じ**個別発注者名を公表**すること等により、改善を促進

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針） 改正の概要（平成26年9月） 【詳細版①】

「適正化指針」の全体像

赤字：今回の主な改正箇所

1. 透明性の確保

- 情報の公表（入札契約に係る情報は基本的に公表）
- 第三者の意見を適切に反映する方策（学識経験者等からなる入札監視委員会等の第三者機関の設置 等）

2. 公正な競争の促進

- 一般競争入札の適切な活用（メリットとデメリットを踏まえ対象工事の見直し等により適切に活用 等）
- 総合評価落札方式の適切な活用（工事の性格等に応じ適切に活用、事務量の軽減 等）
- 地域維持型契約方式（一括発注、複数年度契約、共同企業体等への発注 等）
- 適切な競争参加資格の設定（暴力団関係業者や**社会保険等未加入業者の排除**、地域要件の設定 等） 等

3. 談合その他の不正行為の排除

- 談合情報や一括下請負等建設業法違反への適切な対応
- 不正行為が起きた場合の厳正な対応
- 談合に対する発注者の関与の防止（**職員への不当な働きかけ等が発生しにくい入札契約手続の導入** 等） 等

4. ダンピング受注の防止

- **予定価格の適正な設定（歩切りの禁止 等）**
- 入札金額の内訳書の提出
- **低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用**
- 不採算受注の受注強制の禁止
- 低入札価格調査の基準価格等の公表時期

5. 適正な施工の確保

- 施工状況の評価
- 受発注者間の対等性の確保（**適切な契約変更**等）
- 施工体制の把握の徹底（工事施工段階における監督・検査の確実な実施、施工体制台帳の活用等）

6. その他

- 不良・不適格業者の排除（暴力団関係業者や**社会保険等未加入業者の排除** 等）
- IT化の推進
- 発注者間の連携強化 等

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針） 改正の概要（平成26年9月） 【詳細版②—改正のポイント】

「適正化指針」の改正のポイント

1. ダンピング対策の強化

（下線部：今回改正により追加される部分／赤字：ポイント）

- ▶ 低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の適切な活用を徹底することにより、ダンピング受注の排除を図るものとする。

→ 本規定を根拠として、低入札価格調査制度等を未導入の地方公共団体に対し、その導入等を要請

2. 歩切りの根絶

- ▶ ダンピング受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、公共工事に従事する者の賃金その他の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、ひいては建設業の若年入職者の減少の原因となるなど建設工事の担い手の育成及び確保を困難とし、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、これを防止するとともに、**適正な金額で契約を締結することが必要。**
- ▶ そのためには、**まず、予定価格が適正に設定されることが必要。**
- ▶ このため、予定価格の設定に当たっては、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の最新の実勢価格を適切に反映させつつ、実際の施工に要する通常妥当な経費について適正な積算を行う。
- ▶ この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる歩切りについては、**公共工事品質確保法第7条第1項第1号の規定に違反することから、これを行わないものとする。**

→ 歩切りについては調査を実施し、疑わしい地方公共団体等に個別に説明聴取。必要に応じ個別発注者名を公表すること等により、改善を促進

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（適正化指針）

改正の概要（平成26年9月） 【詳細版③—改正のポイント】

3. 適切な契約変更の実施

（下線部：今回改正により追加される部分／赤字：ポイント）

- ▶ 設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じた場合その他の場合において必要があると認められるときは、**適切に設計図書の変更**を行う。
- ▶ 工事内容の変更等が必要となり、工事費用や工期に変動が生じた場合には、施工に必要な費用や工期が適切に確保されるよう、**必要な変更契約を適切に締結**する。
- ▶ 追加工事又は変更工事が発生したにもかかわらず書面による変更契約を行わないことや、受注者に帰責事由がないにもかかわらず追加工事等に要する費用を受注者に一方的に負担させることは、**建設業法第19条第2項又は第19条の3に違反するおそれがあるため、これを行わないものとする。**

4. 社会保険等未加入業者の排除

①元請業者からの社会保険等未加入業者の排除

- ▶ 公平で健全な競争環境を構築する観点からは、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要。
- ▶ 法令に違反して社会保険等に加入していない建設業者（社会保険等未加入業者）について、**公共工事の元請業者から排除**するため、**定期の競争参加資格審査や個別工事の競争参加資格の設定**等で、必要な措置を講ずる。

②下請業者からの社会保険等未加入業者の排除

- ▶ **元請業者に対し社会保険等未加入業者との契約締結を禁止**することや、社会保険等未加入業者を確認した際に**建設業許可行政庁又は社会保険等担当部局へ通報**すること等の措置を講ずることにより、**下請業者も含めてその排除**を図る。

5. 談合防止策の強化

- ▶ 各省各庁の長等は、**予定価格の作成時期を入札書の提出後とする**など外部から入札関係職員に対する不当な働きかけ又は口利き行為が発生しにくい入札契約手続を導入すること等により不正行為の発生しにくい環境の整備を進める。

建設業法施行規則等の一部を改正する省令案について

1. 背景

暴力団員であること等を許可に係る欠格要件及び取消事由に追加するとともに、公共工事の入札に参加しようとする者に対し入札金額の内訳の提出を義務付ける等の所要の措置を講ずる「建設業法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第55号。以下「改正法」という。）が平成26年6月4日に公布されたところである。

今般、改正法の公布の日から起算して1年を超えない範囲内において施行することとされている規定の施行等のため、所要の規定を整備するとともに、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）等について所要の措置を講ずる。

2. 概要

（1）建設業法施行規則の一部改正

ア 許可申請書等の様式の見直し

改正法における役員の範囲の拡大及び閲覧制度の見直しに伴い、並びに許可申請書等の簡素化を図るため、以下のとおり見直しを実施。

- ①許可申請書の記載事項等の対象となる「役員」を「役員等」とする（取締役と同等の支配力を有する者として、相談役、顧問及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等を追加。）。【第4条、様式第1号別紙1、様式第6号、第12号】
- ②役員等の一覧表及び令3条の使用人の一覧表から生年月日及び住所を削除する。【様式第1号別紙1、様式第11号】
- ③役員等の一覧表に経營業務の管理責任者である者が明確になるよう欄を設ける。【様式第1号別紙1】
- ④営業所専任技術者の一覧表を許可申請書の別紙として追加する。【様式第1号別紙4（新設）】
- ⑤役員等及び建設業法施行令第3条に定める使用人（以下「令3条の使用人」という。）の略歴書を簡素化するため、職歴欄を削除し、住所、生年月日等に関する調書とする。【第4条、様式第12号、第13号】（経營業務の管理責任者についてのみ職歴の提出を求めることとする。【様式第7号別紙（新設）】）
- ⑥平成26年3月の財務諸表等規則の改正を受け、財務諸表への記載を要する資産の基準（重要性基準）を総資産（又は負債及び純資産の合計）の100分の1から100分の5に改正する。【様式第15号記載要領、様式第17号の3記載要領、様式第18号記載要領】

イ 許可申請書等の閲覧対象の限定【新設】

以下の書類について、個人情報が含まれることから、閲覧対象から除外。

- ①経營業務管理責任者の要件を満たすことの証明書【様式第7号】
- ②営業所専任技術者の要件を満たすことの証明書【様式第8号】
- ③国家資格者等・監理技術者一覧表【様式第11号の2】
- ④許可申請者又はその役員等及び令3条の使用人の調書（改正前の「略歴書」）【様式第12号、第13号】
- ⑤登記事項証明書等
- ⑥株主調書【様式第14号】
- ⑦納税証明書

ウ その他建設業の許可に関する事務の見直し

- ①建設業法施行令の改正において、都道府県における大臣許可業者の許可申請書等の閲覧の廃止を検討しているため、国土交通大臣に提出すべき書類の部数について、従たる営業所のある都道府県の数分の写しは不要とし、正本及び副本各1通に限定する。【第7条】
- ②一般建設業又は特定建設業の許可に際し必要な営業所専任技術者の要件を満たすことを証することができる書類として、監理技術者資格者証の写しを追加する。【第3条、第13条】

エ 一般建設業の営業所専任技術者（＝主任技術者）の要件の見直し【第7条の3】

- ①職業能力開発促進法による技能検定のうち、型枠大工の試験に合格した者等を大工工事業の主任技術者の要件に追加する。
- ②職業能力開発促進法による技能検定のうち、建築板金（ダクト板金作業）の試験に合格した者等を管工事業の主任技術者の要件に追加する。
- ③職業能力開発促進法による技能検定のうち、コンクリート積みブロック施工、スレート施工及びれんが積みの廃止に伴い、主任技術者の要件から削除する（ただし、既に上記の検定に合格している者については、改正後も主任技術者となれるよう告示で措置することを検討中。）。

オ 施工体制台帳の記載事項等の見直し【第14条の2、第14条の4】

- ①改正法により公共工事について施工体制台帳の作成範囲が拡大し、一般建設業者も作成主体となることに伴い、施工体制台帳の記載事項として、元請である建設業者が置く主任技術者の氏名等を追加する。
- ②施工体制台帳の記載事項及び再下請通知を行うべき事項として、外国人建設就労者の従事の有無及び外国人技能実習生の従事の有無を追加する。

カ 経営事項審査の客観的事項の見直し【第18条の3】

経営事項審査の客観的事項に「若年の技術者、技能労働者等の育成及び確保の状況」を追加する。（本項目は、中央建設業審議会の審議事項）

キ 建設業者団体の届出制度の見直し【新設】

建設業者団体は、建設工事の担い手の育成及び確保その他の施工技術の確保に関する取組を実施している場合には、当該取組の内容を国土交通大臣に届け出ることができることとし、国土交通大臣は当該取組が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(2) 浄化槽工事業に係る登録等に関する省令の一部改正

- ①改正法の施行に伴い、登録申請書の記載事項等の対象となる「役員」の定義を拡大する。【第3条、様式第1号、第3号】
- ②役員 の略歴書を簡素化するため、職歴欄を削除し、「住所、生年月日等に関する調書」とする。【様式第3号、第4号】

(3) 解体工事業に係る登録等に関する省令の一部改正

- ①改正法の施行に伴い、登録申請書の記載事項等の対象となる「役員」の定義を拡大する。【第4条、様式第1号、第4号】
- ②役員 の略歴書を簡素化するため、略歴欄を削除し、「住所、生年月日等に関する調書」とする。【様式第4号】

(4) 施行期日

この省令は、平成27年4月1日から施行することとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公	布	平成26年10月
施	行	平成27年4月1日

品確法改正を踏まえた経営事項審査見直しについて

【背景】公共工事の品質確保の促進に関する法律(品確法)の一部改正法が平成26年6月4日に公布・施行

品確法第13条

(中長期的な技術的能力の確保に関する審査等)

発注者は、その発注に係る公共工事の契約につき競争に付するときは、当該工事の性格、地域の実情等に応じ、競争に参加する者(競争に参加しようとする者も含む。)について、

・若年の技術者・技能労働者等の育成及び確保の状況

・建設機械の保有の状況

・災害時における工事の実施体制の確保の状況

等に関する事項を適切に審査し、又は評価するよう努めなければならない。

経営事項審査における現在の評価状況

雇用する技術職員(※)の資格の種類や人数に応じて技術力(Z点)で評価しているが、若年であるかどうかは問わない。

ショベル系掘削機、トラクター、ショベル、ブルドーザーの3機種種の保有状況をその他の審査項目(W点)にて評価。

その他の審査項目(W点)において国・地方公共団体等との防災協定の締結状況を評価。

経営事項審査における今回の見直し事項

若年の技術職員の育成及び確保の状況の評価。

評価対象とする建設機械の範囲を拡大。

現在の評価を継続。

(※)技術職員:「技術力(Z点)」での評価対象となる主任技術者や監理技術者の資格要件充足者及び登録基幹技能者の総称。

若年の技術職員の育成及び確保の状況の評価

評価対象とする建設業者

- 若手の技術職員の育成・確保に継続的に取り組んできた建設業者
- 審査対象年度において若手の技術職員を育成し、確保した建設業者

具体的評価方法

経営事項審査の「その他(社会性等)の審査項目」(W)において

継続的な取組を評価

技術職員名簿に記載されている35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の15%以上の場合

審査対象年度における取組を評価

新たに技術職員名簿に記載された35歳未満の技術職員数が技術職員名簿全体の1%以上の場合

<評価対象を35歳未満とする理由>

- ・年齢別人数構成を鑑み、35歳未満の技術職員が相対的に少ない(下表)
- ・学歴、資格を問わず、入職から10年経過すれば技術職員となることが可能である

	～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～
技術職員に関する実態調査(※)結果	5.59%	8.15%	15.28%	18.04%	12.21%	27.63%		13.09%

(※) 任意の大臣許可業者104社について、経営事項審査申請書類に基づき技術職員の年齢分布を調査。(技術職員計5653名)

評価対象となる建設機械の範囲拡大

＜現行＞建設機械の保有状況を経営事項審査の「その他(社会性等)の審査項目」(W)にて評価

加 点 対 象 機 種

ショベル系掘削機

トラクターショベル

ブルドーザー



加 点 の 条 件

自ら所有しているか、審査基準日から1年7ヶ月以上のリース契約が締結されている機械1台保有につきWに1点の加点。最大15台(15点)まで評価。

対象機種拡大

＜新たな対象機種選出の考え方＞

建設業者が保有・リースしている機械のうち、

- ①災害時の復旧対応に使用されるもの
- ②定期検査により保有・稼働確認ができるもの

今回新たに評価対象とする機械(1台につき1点)

移動式クレーン

(つり上げ荷重3トン以上)

災害時の役割：土嚢の積上げ
障害物の撤去

定期検査：製造時検査、性能検査



大型ダンプ車

(車両総重量8t以上または最大積載量5t以上で
事業の種類として建設業を届け出、表示番号
の指定を受けているもの)

災害時の役割：土砂の運搬

定期検査：自動車検査



モーターグレーダー

(自重が5トン以上)

災害時の役割：除雪、整地

定期検査：特定自主検査



公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正の概要（平成26年9月）

（品確法基本方針）

【参考資料5】

品確法基本方針とは：品確法（※）に基づき、政府が作成。（現行の方針はH17閣議決定）

- 発注関係事務に関する事項だけでなく、公共工事の品質確保とその担い手の確保のために講ずべき施策を広く規定
- 国、地方公共団体等は、基本方針に従って措置を講ずる努力義務 （※）公共工事の品質確保の促進に関する法律

- ✓ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保のため、発注者責務の拡大や多様な入札契約制度の導入・活用等を規定する品確法の改正法が成立

改正のポイント

I. 各発注者が取り組むべき事項を追加

○発注者の責務

- ・担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定（歩切りの禁止、見積りの活用等）
- ・ダンピング受注の防止（低入札価格調査基準又は最低制限価格の適切な設定）
- ・計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更（債務負担行為の活用等による発注・施工時期の平準化等） 等

○多様な入札契約方式の導入・活用

- ・技術提案・交渉方式、段階的選抜方式、地域における社会資本の維持管理に資する方式等の活用

II. 受注者の責務に関する事項を追加

○受注者による技術者、技能労働者等の育成・確保や賃金、安全衛生等の労働環境の改善等が適切に行われるよう、

- ・技能労働者の適切な賃金水準確保や社会保険等への加入徹底等についての要請の実施
- ・教育訓練機能の充実強化や土木・建築を含むキャリア教育・職業教育の促進、女性も働きやすい現場環境の整備等

III. その他国として講ずべき施策を追加

- ・公共事業労務費調査の適切な実施と実勢を反映した公共工事設計労務単価の適切な設定
- ・中長期的な担い手育成・確保の観点から適正な予定価格を定めるための積算基準の検討
- ・調査及び設計の品質確保に向けた資格制度の確立
- ・発注関係事務の運用に関する指針（運用指針）の策定及びそのフォローアップ、地方公共団体への支援 等

○上記のうち、発注関係事務の運用については、「運用指針」において、発注関係事務の各段階で考慮すべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的かつわかりやすく示す予定。

○運用指針は、地方公共団体、事業者等の意見を聴き、年内目途に策定予定。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正の概要（平成26年9月） 【詳細版①—全体像】

「品確法基本方針」の全体像

赤字：今回の主な改正箇所

第1 公共工事の品質確保の促進の意義に関する事項

- 将来にわたる公共工事の品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保
- 適切な点検・診断・維持・修繕等の維持管理
- 地域における担い手の育成・確保への十分な配慮
- 賃金、安全衛生等の労働環境の改善への配慮

第2 公共工事の品質確保の促進のための施策に関する基本的な方針

1. 発注関係事務の適切な実施

- 担い手育成・確保のための適正な利潤が確保できるような予定価格の適正な設定（歩切りの禁止、見積り活用等）
- ダンピング受注の防止（低入札価格調査基準等の適切な設定等）
- 計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

2. 受注者の責務に関する事項

受注者において、適正な下請契約の締結、技術者、技能労働者等の育成・確保、賃金、安全衛生等の労働環境の改善の取組が行われるよう、国として必要な施策を実施

3. 技術的能力の審査に関する事項

- 有資格業者名簿の作成の際の資格審査（工事成績評定等）
- 個別工事に際しての技術審査（配置予定技術者の経験）
- 中長期的な技術的能力の確保に関する審査等（若年技術者、技能労働者の育成・確保状況、建設機械の保有状況等）

4. 多様な入札及び契約の方法

- 競争参加者の技術提案を求める方式
- 段階的選抜方式
- 技術提案・交渉方式
- 地域における社会資本の維持管理に資する方式

5. 中立かつ公正な審査・評価の確保

- 総合評価落札方式や技術提案・交渉方式における学識経験者からの意見聴取、結果の公表

6. 工事の監督・検査及び施工状況の確認・評価

- 工事成績評定項目の標準化
- 完成後一定期間後の施工状況の確認・評価

7. 発注関係事務の環境整備

- 発注者によるデータベースの整備・更新

8. 調査及び設計の品質確保

- 業務の性格等に応じた適切な入札契約方式の採用
- 配置予定技術者の経験・資格の審査・評価

9. 発注関係事務を適切に実施できる者の活用

- 国・都道府県による発注者への支援
- 国・都道府県以外の者の活用

10. 施策の進め方

- 国及び地方公共団体が相互に緊密な連携・協力
- 発注者共通の運用指針を策定・フォローアップ

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

改正の概要（平成26年9月） 【詳細版②—改正のポイント】

「品確法基本方針」の改正のポイント

1. 発注者責務の明確化

① 予定価格の適正な設定

（※全てが今回改正で追加された部分／赤字：ポイント）

- ▶ 公共工事の品質確保の担い手となる人材を育成し、確保するための**適正な利潤の確保を可能とするためには、予定価格が適正に定められることが不可欠。**
- ▶ 発注者が予定価格を定めるに当たっては、市場における労務、資材、機材等の取引価格の変動に対応し、**市場における最新の取引価格や施工の実態等を的確に反映した積算**を行う。
- ▶ この適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる**歩切りについては、厳にこれを行わないものとする。**
- ▶ 入札不調・不落により再入札に付する場合や入札に付そうとする工事と同種、類似の工事で入札不調・不落が生じている場合には、入札参加者から工事の全部又は一部について**見積りを徴収し、当該見積りを活用した積算**を行うなどにより適正な予定価格の設定を図るよう努める。

② ダンピング受注の防止

- ▶ いわゆる歩切りを行うこと、ダンピング受注を防止するための適切な措置を講じていないこと等により、**公共工事の品質確保が困難となるおそれがある低価格での契約の締結を許容している発注者の存在**も指摘。
- ▶ ダンピング受注は、工事の手抜き、下請へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながりやすく、公共工事の品質確保に支障を来すおそれがあるとともに、**公共工事を施工する者が担い手を育成・確保するために必要となる適正な利潤を確保できないおそれがある**等の問題がある。
- ▶ 発注者は、ダンピング受注を防止するため、**適切に低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定**するなど必要な措置を講ずる。

③ 計画的な発注、適切な工期設定及び設計変更

- ▶ 発注者は、債務負担行為の積極的活用等により**発注・施工時期の平準化**を図るよう努める。
- ▶ 受注者側が計画的に施工体制を確保することができるよう、地域の実情等に応じて、**各発注者が連携して発注見通しを統合して公表する**等必要な措置を講ずるよう努める。
- ▶ 発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた**適切な工期を設定**するよう努める。
- ▶ 工事内容の変更等が必要となる場合には、適切に設計図書の変更を行い、それに伴い**請負代金の額及び工期に変動が生じる場合には、適切にこれらの変更**を行う。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針 改正の概要（平成26年9月） 【詳細版③—改正のポイント】

2. 多様な入札契約制度の導入・活用

（※全てが今回改正で追加された部分／赤字：ポイント）

①段階的選抜方式

- ▶ 競争参加者が多数と見込まれる場合においてその全ての者に詳細な技術提案を求めることは発注者、競争参加者双方の事務負担が大きい。
- ▶ 発注者は、**競争参加者が多数と見込まれるときその他必要と認めるときは**、当該公共工事に係る技術的能力に関する事項を評価すること等により**一定の技術水準に達した者を選抜した上で、これらの者の中から落札者を決定**することができる。

②技術提案の審査及び価格等の交渉による方式（技術提案・交渉方式）

- ▶ **技術的難易度が高い工事等仕様の確定が困難である場合**において、自らの発注の実績等を踏まえて必要があると認めるときは、**技術提案を広く公募の上、その審査の結果を踏まえて選定した者と工法、価格等の交渉を行うことにより仕様を確定した上で契約**することができる。
- ▶ この場合において、発注者は、技術提案の審査及び交渉の結果を踏まえて予定価格を定める。

③地域における社会資本の維持管理に資する方式

- ▶ **災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に、かつ効率的・持続的に行われるために**、発注者は、必要があると認めるときは、地域の実情に応じて、
 - ・ **工期が複数年度にわたる公共工事を一の契約により発注**する方式、
 - ・ **複数の工事を一の契約により発注**する方式、
 - ・ 災害応急対策、除雪、修繕、パトロールなどの地域維持事業の実施を目的として**地域精通度の高い建設業者で構成される事業協同組合や地域維持型建設共同企業体が競争に参加**することができることとする方式などを活用する。

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針

改正の概要（平成26年9月） 【詳細版④—改正のポイント】

3. 受注者の責務に関する事項

（※全てが今回改正で追加された部分／赤字：ポイント）

- 国は、**受注者における技術者、技能労働者等の育成及び確保**とこれらの者に係る**賃金その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善**等の取組が適切に行われるよう、**元請負人と下請負人の契約適正化**のための指導、**技能労働者の適切な賃金水準の確保**や**社会保険等への加入の徹底**等の要請等必要な措置を講ずる。
- 国は、**法令に違反して社会保険等に参加せず、法定福利費を負担していない建設業者**が競争上有利となるような事態を避けるため、発注者と連携して、このような建設業者の**公共工事からの排除及び当該建設業者への指導**を徹底する。
- 国は、関係省庁が連携して、**教育訓練機能を充実強化**すること、**子供たちが土木・建築を含め正しい知識等を得られるよう学校におけるキャリア教育・職業教育への建設業者の協力を促進**すること、**女性も働きやすい現場環境を整備**すること等必要な措置を講ずるものとする。

4. その他国として講ずべき施策

① 予定価格の適正な設定のための施策

- 国は、発注者が、最新の取引価格等を的確に反映した積算を行うことができるよう、**公共工事に従事する労働者の賃金に関する調査を適切に行い、その結果に基づいて実勢を反映した公共工事設計労務単価を適切に設定**する。
- 国は、中長期的な担い手の育成及び確保や市場の実態の適切な反映の観点から、**予定価格を適正に定めるため、積算基準に関する検討及び必要に応じた見直し**を適切に行う。

② 調査及び設計の品質確保のための施策

- 国は、配置が予定される者の能力が、その者の有する資格等により適切に評価され、十分活用されるよう、これらに係る**資格等の評価について検討**を進め、必要な措置を講ずる。

③ 発注者の支援のための施策

- 国は、基本理念にのっとり、地方公共団体、学識経験者、民間事業者その他の関係者から現場の課題や制度の運用等に関する意見を聴取し、発注関係事務に関する**国、地方公共団体等に共通の運用の指針（運用指針）**を策定。
- 当該指針に基づき発注関係事務が適切に実施されているかについて**定期的に調査を行い、その結果をとりまとめ公表**。
- 国は、地方公共団体が講ずる公共工事の品質確保の促進に関する施策に関し、**必要な助言、情報提供その他の援助**を行うよう努める。